

広島県選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、五九〇
広島市東区	三二、二〇九
広島市南区	三七、四〇五
広島市西区	四九、二三五
広島市安佐南区	五七、五六一
広島市安佐北区	四一、六六四
広島市安芸区	二〇、六三九
広島市佐伯区	三六、一〇六
呉市	六九、九九一
竹原市豊田郡	一一、二〇五
三原市世羅郡	三三、八五七
尾道市	四二、三四五
福山市	一二五、〇六一
府中市神石郡	一六、一〇七
三次市	一六、四〇一
庄原市	一一、一二一
大竹市	八、三三二
東広島市	四七、一二二
廿日市市	三一、九四六
安芸高田市	九、二八七
江田島市	八、五五七
安芸郡	三一、八二一
山県郡	八、〇五〇